

2014 年度海外制度調査

# 建設・工事に関する制度 (インドネシア)

2014年12月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ジャカルタ事務所

## 目次

I. 民間企業向け建設・据付工事、補修作業ビジネスへの外国企業参入規制 .....	1
1. 法的規制 .....	1
2. 外国企業の民間企業向け建設工事ビジネスへの参入方法.....	5
3. 契約および施工に関する条件、規制、必要とされる資格.....	8
4. ケース・スタディー.....	9
II. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法.....	15
1. 受注、履行のための現地拠点の種類とその設立手続き.....	15
2. 建設業駐在員事務所設立手続き.....	19
3. 受注、履行のために企業として必要とされる資格（ライセンス） .....	22
III. 税制度.....	23
1. インドネシア税制度の概略.....	23
2. 恒久的施設（Permanent Establishment：PE）認定の基準.....	26
3. 海外企業の直接受注時に適用されるインドネシアの税金の種類と納税手続き.....	27
IV. その他留意点・参考情報 .....	29
1. 国家規格（SNI）の遵守・輸入規制品.....	29
2. 法改正の動き（政権交代、ASEAN 経済共同体=AEC）関連 .....	29
V. 問い合わせ先 .....	31

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## I. 民間企業向け建設・据付工事、補修作業ビジネスへの外国企業参入規制

### 1. 法的規制

インドネシアにおける民間企業向け工事に際しては、法規にて各種定義づけが行われている。

#### (1) 法規が規定する主なる事項

##### ア. 言葉の定義

建設工事および建設事業は以下のように定義されている（建設業法「1999年法律第18号」<sup>1</sup>、「2000年政令第28号」<sup>2</sup>等）。

##### i. 建設工事

建築・土木・機械・電気・環境管理の個々もしくは一括工事を含む、計画、施工および管理監督の連結の一部またはすべての活動をいい、それによって建造物あるいはその他の物理的な形を造ること

##### ii. 建設事業

次のような役務提供をいう。

- a. 建設工事計画のコンサルテーション=サーベイ、全般的調査・マクロおよびマイクロ現場の調査、プロジェクト・産業・製品の適合性の検討、技術・稼働・保守の計画、精査
- b. 工事の施工
- c. 建設工事の管理監督のコンサルテーション=工事の施工監督、建設工事の工程および成果に対しての品質確認と納期の監督

##### イ. 建設事業の業態および性格、条件、種別、資格による分類：

建設事業業態等は以下のように細目が規定されている（2000年政令第28号およびその改訂版、2013年建設業振興委員会（以下LPJKと称す）規則第10号<sup>3</sup>およびその改訂版である2014年規則第06号<sup>4</sup>等）

##### i. 建設業の事業体の業態による分類

- a. 個人事業主
- b. 企業

・国内企業（株式会社もしくは協同組合）

外国投資関連法規定に基づく合弁会社（Joint Venture：JV）を含む。

<sup>1</sup> Undang-Undang Republik Indonesia No.18 Tahun 1999 (1999年法律第18号)

<http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/1349/node/317/uu-no-18-tahun-1999-jasa-konstruksi>

<sup>2</sup> Peraturan Pemerintah No.28 Tahun 2000 (2000年政令第28号)

<http://www.bpkp.go.id/uu/filedownload/4/66/1169.bpkp>

<sup>3</sup> Peraturan LPJK Nasional No.10 Tahun 2013 (2013年建設業振興委員会規則第10号)

<http://regional.gapeksindo.co.id/regulasi/ext/perlem10-2013.pdf>

<sup>4</sup> Peraturan LPJK Nasional No.6 Tahun 2014 (2014年建設業振興委員会規則第6号)

<http://admin.gapensi.org/documents/download/87.pdf>

- ・外国企業 (Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing : BUJKA)  
インドネシア国内に駐在員事務所をもつ外国企業で、LPJK 規則に従って特別に管理されると規定されている。

ii. 建設事業の性格による分類

各建設事業は、以下のように分類されている (2013 年建設業振興委員会規則第 10 号<sup>5</sup>、2014 年 LPJK 規則第 06 号別表<sup>6</sup>)。

a. 一般的建設事業

一般的な建設事業分野において分類される工事施工サービスの一部またはすべてを行う能力を持つ事業体に適用される。

- ・建物建築  
住宅、倉庫、工場、商業施設、娯楽施設、ホテル、レストラン、教育、医療施設等の建築工事
- ・土木建設  
河・港湾・ダム・およびその他水資源の基礎工事、飲料水・廃水処理・ゴミ処理設備工事、道路・鉄道線路・滑走路工事、橋梁・水路・トンネル・地下鉄工事、上水道・廃水・石油ガスの長距離および支線配管工事、屋内外スポーツ施設工事
- ・機械および電気据付  
冷暖房・換気設備工事、屋内空気・ガス配管工事、断熱工事、エレベーター・階段設置工事、熱・圧力・石油ガス・地熱・発電等設備工事、送配電網・通信網設備等の据付工事
- ・その他工事サービス  
建設機器レンタル・オペレーターによる建物の解体等土木工事、建物建築・道路・橋梁・鉄道線路・水資源・灌漑・防波堤・港湾・河川・海岸・水道・廃水・ゴミ処理設備等工事用のプレハブ組立設置工事
- ・専門的建設事業  
専門的性格の建設事業分野に分類された種別の工事施工サービスを行う能力を持つ事業体に適用されるもので、細目分類は次の通り：  
工事現場測量等調査、現場障害物の解体除去、地下での粉碎・試掘・岩石移動等土地の整備、整地、鉱物資源採掘現場でのトンネル・建物工事、

<sup>5</sup> Peraturan LPJK Nasional No.10 Tahun 2013 (2013 年建設業振興委員会規則第 10 号)  
<http://regional.gapeksindo.co.id/regulasi/ext/perlem10-2013.pdf>

<sup>6</sup> Peraturan LPJK Nasional No.6 Tahun 2014 (2014 年建設業振興委員会規則第 6 号)  
<http://admin.gapensi.org/documents/download/87.pdf>

足場組・基礎土台・井戸掘削、屋根葺き、コンクリート、鉄骨、石・ブロック、アスファルト等工事、造園、建物メンテナンスなど

b. 熟練作業による個人事業

特定の熟練建設事業分野に分類された種別の工事施工サービスを行う能力を持つ個人事業者に適用されるもので、細目分類は次のように決められている：

ガラス工事、屋内外漆喰工事、塗装工事、タイル工事、内装工事、木工工務、インテリア、金属装飾、石膏、天井、カーテンウォールなど工事

iii. 種別・資格による分類

前記 i. の建設業事業体は、純資産、実績、従業員についての条件・能力を基に、事業体としての競争力・潜在能力と建設工事実施能力を、リスク・技術・費用を基準に、次のように大分類および細分類された等級別に分類される。

大分類	細分類
建設工事個人事業	(P)
小規模・建設工事事業	(K1, K2, K3)
中規模・建設工事事業	(M1, M2, )
大規模・建設工事事業	(B1, B2)

- a. 格付の条件詳細は、2014年LPJK規則第06号別表<sup>7</sup>を参照されたい。また、各資格保有者が手掛けて良い建設事業の種類の詳細（ア-ii.）も、同規則に記載されている。
- b. 国内企業のうち外国企業との合弁企業には、細分類等級B2のみが適用される（2014年LPJK規則第06号<sup>8</sup>）。
- c. 細分類M1、M2、B1、B2の資格保有者は、上記イ-b. で規定するところの国内企業（合弁企業を含む、株式会社もしくは協同組合）でなければならない（2014年LPJK規則第06号<sup>9</sup>）。
- d. 前記イ-b. の外国企業に対する建設業駐在員事務所の許可は、本社の規模がLPJKによる大規模建設工事の格付保有企業にのみ与えられる（2014年

<sup>7</sup> Peraturan LPJK Nasional No.10 Tahun 2013 (2013年建設業振興委員会規則第10号)  
<http://regional.gapeksindo.co.id/regulasi/ext/perlem10-2013.pdf>

<sup>8</sup> Peraturan LPJK Nasional No.6 Tahun 2014 (2014年建設業振興委員会規則第6号)  
<http://admin.gapensi.org/documents/download/87.pdf>

<sup>9</sup> Peraturan LPJK Nasional No.6 Tahun 2014 (2014年建設業振興委員会規則第6号)  
<http://admin.gapensi.org/documents/download/87.pdf>

公共事業大臣規則第 10 号<sup>10)</sup>。

なお、LPJK による大規模事業者 (B1、B2) の資格が求められている外国企業の建設業駐在員事務所の場合、工事施工の際に組織される Joint Operation (JO) のパートナーである 100%インドネシア資本企業に、大規模事業者資格とその証明書 (SBU)、および建設事業営業許可 IUJK を有することが義務付けられている (2014 年公共事業大臣規則第 10 号<sup>11)</sup>)。

iv. 技術者の認定制度

知識、機能、専門性、熟練度等に基づく資格条件を満たす者に対して、LPJK は専門資格認定証 (SKA)、熟練資格認定証 (SKTK) を発行している。また、各資格は上級 (Utama)、中級 (Madya)、初級 (Muda) に分かれる。

(2) LPJK による審査、格付・資格審査と登録

建設業に従事する企業および個人業者は、後述する建設業許可 (IUJK) の申請前に、政令・規則に従って、それらの規定に定められた LPJK 規則別表に示す分類・条件に基づいて、LPJK による格付け審査を受ける。その上で資格を取得し、同委員会に登録されなければならない。

(3) 建設業許可 (IUJK)

建設事業を行おうとするインドネシア国内建設事業者 (外国建設事業者との合弁企業を含む) は、LPJK による格付と登録が済むと、地方政府による建設業の営業許可 (Izin Usaha Jasa Konstruksi : IUJK) を取得しなければならない (2011 年公共事業大臣規則第 04 号<sup>12)</sup>)。申請は、所定の書式による申請書に記入し、当該企業の本拠地の県知事あるいは市長宛てに申請する。手続き書類等については、II. 1. (1) 「現地法人 (PMA) 設立手続き投資基本許可の取得」を参照されたい。

(4) 建設業における外資の規制について

国内外の投資分野での閉鎖および開放事業分野と投資条件の表であるいわゆるネガティブ・リストが 2014 年大統領令第 39 号<sup>13)</sup>として公表されており、その表の

<sup>10</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014 年公共事業大臣規則第 10 号)

<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

<sup>11</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014 年公共事業大臣規則第 10 号)

<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

<sup>12</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.04 Tahun 2011 (2011 年公共事業大臣規則第 4 号)

<http://regional.gapeksindo.co.id/regulasi/ext/permen4-2011.pdf>

<sup>13</sup> Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2014 (大統領規程 2014 年第 39 号)

[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)

ネガティブリスト [http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_list.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_list.pdf)

7. 公共事業分野において、下記3つについては、外資に対して規制がなされている。

- a. 項目 1. 単純技術を使用、および／もしくはリスクの低い、および／もしくは工事額が 10 億ルピアまでの、建設サービス（建設工事実施サービス）は、中小・超小規模事業および協同組合のために留保される
- b. 項目 4. 高度の技術使用、および／もしくはリスクの高い、および／もしくは工事額が 10 億ルピアを超える建設サービス（建設工事実施サービス）は、外資 67%を限度とする
- c. 項目 5. 非小規模の建設ビジネスサービス／コンサルティングサービスは、外資 55%を限度とする。

[注意]

現地法人を設立する際の外国投資は、大統領令第 39 号<sup>14</sup>の条件に従って投資調整庁（BKPM）に申請・許可取得することになる。その際に認められる投資額は、基本的に BKPM 判断によるが、一方で資格 B2 を取得するには、LPJK 規則によって資産額 500 億ルピア以上が条件付けられている。

また、施工が可能な工事額に関しても、外資の許可条件と LPJK の資格条件双方の内容に注意が必要である。

(5) 現地法人をもたない建設業外国企業に対する規制

「2014 年公共事業大臣規則第 10 号<sup>15</sup>」に規定が定められている。4. のケース・スタディーで説明する。

## 2. 外国企業の民間企業向け建設工事ビジネスへの参入方法

インドネシアは、国内建設業界の保護と発展を第一の目標とし、外国企業の参入に対する規制を徐々に強めて行きたい思惑がある。一方で、2015 年設立に向けて準備が進められている「アセアン経済共同体 AEC（インドネシア国内呼称 MEA）」参加国間の約束事項である、建設分野を含むサービス分野での自由化実施を迫られている。

(1) 外国の建設事業者がインドネシアで建設工事を行う方法

今後の動向が注目されるところだが、調査時点（2014 年 12 月）において、外国の建設事業者がインドネシアで、建設工事と認められる工事を行うための形態と

<sup>14</sup> Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2014（大統領規程 2014 年第 39 号）  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)

<sup>15</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014（2014 年公共事業大臣規則第 10 号）  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

しては、基本的に次の二つの選択肢に限られる：

i. 現地法人設立

インドネシアに、現地企業との合弁による現地法人を設立し、国内建設企業と同様の条件下で活動する。

ii. 建設業駐在員事務所の設立

LPJK の規則に従って資格審査を受け、大規模・建設事業者としての格付認定を得た上で、「2014 年公共事業大臣規則第 10 号<sup>16</sup>」に基づく同大臣の許可により、建設業駐在員事務所を設置する。

これら事業体を設立し工事を施工するためには、いずれも現地企業とパートナーシップを組まねばならない。法人の設立と建設業駐在員事務所の設置の条件は以下のとおりである。

(2) 現地法人

大統領令第 39 号のネガティブリスト<sup>17</sup>で認められている総投資額の上限 67%の残りである最低 33%を引受ける現地パートナーとの合弁会社 (Joint Venture : JV) でなければならない。

また、現地国内建設事業体として設立された現地法人は、LPJK 規則に従って、格付分類の等級 B2 としての条件を満たし、事業体証明 (SBU) を取得する必要がある。

(3) 建設業駐在員事務所

インドネシアには、投資調整庁 (BKPM) 管轄の外国企業駐在員事務所、商業省管轄の外国商事駐在員事務所、そして公共事業省管轄の建設業駐在員事務所の 3 種類が有る。

建設業駐在員事務所を設置した外国建設企業 (BUJKA) の場合、次の様な条件がある：

a. Joint Operation (JO)

民間企業向け、公共工事を含め建設工事を行うためには、プロジェクト毎に現地建設企業との JO を形成しなければならない。JO とは、JV と異なり、BUJKA 1 社と 1 社もしくはそれ以上の現地建設企業と、一時的に 1 件もしくはそれ以上のプ

<sup>16</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014 年公共事業大臣規則第 10 号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

<sup>17</sup> Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2014 (大統領規程 2014 年第 39 号)  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)



プロジェクトを手掛ける共同事業体で、インドネシアの法規に基づく新たな法人ではないと定義されている（2014年公共事業大臣規則第10<sup>18</sup>号）。

特定の建設工事を対象に、パートナー間で個々の Scope of Work や工事コスト、利益配分等を取り決めた JO Agreement を締結し、プロジェクト毎に JO が単独でプロジェクトオーナーと契約を結ぶもので、複数の建設企業が一つの工事プロジェクトを対象に連合を組むが、それぞれがオーナーとの契約に責任を持つコンソーシアムとは異なる。

b. 雇用の義務

駐在員事務所は、法令に従って外国人を雇用する事が出来ると同時に、経営および技術層における同水準のインドネシア人を補佐として雇用する義務がある。

建設業駐在員事務所が外国人の雇用のために発行できるビザは、実際には事務所長と副所長に対してのみであり、技術者には発行されない。技術者を外国からインドネシアへ派遣する場合は、工事の実施に際して、JO が雇用者となってビザが発行されるのが通常である。

c. JO パートナーに関しての定め（2014年公共事業大臣規則第10号<sup>19</sup>）

i. パートナーの事業体は有限株式会社(PT)であること。

単独あるいは複数のインドネシア国籍の個人、インドネシア国家、地方政府、民間企業、国有企業、地域所有企業が100%の資本を保有していること。ただし、この条件を満たせない場合は、パートナーであるインドネシア国内企業が、所定の書式に基づいて公共事業大臣宛て申請することによって、承認書の発行を受けることも可能である。可能な条件は以下のとおり。

- ・当該国内企業は、インドネシア国籍の個人、インドネシア国家、地方政府、財団法人、民間企業、国有企業、地方政府所有企業が、最低65%の資本を保有する。
- ・当該国内企業の代表取締役、財務担当役員、人事担当役員の役職を、インドネシア国籍を持つ者が占める。
- ・当該国内企業が、既に国内建設産業の生産供給網を推し進める活動をしている事が認められる。

ii. LPJK の格付資格が大規模事業者に分類されていること。

iii. 事業体証明 (SBU) を保有し、建設営業許可 (IUJK) を取得していること。

<sup>18</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014年公共事業大臣規則第10号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

<sup>19</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014年公共事業大臣規則第10号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

- iv. 建設工事費用の少なくとも50%は国内で作業すること。
- v. 建設工事費用の少なくとも30%は国内パートナーであるBUJKが行うこと。  
なお、これらを超える場合は省庁や地方政府、関係機関が決定する。

以上の条件から明らかなように、外国建設企業は、外国建設企業が67%の範囲で出資をして設立した現地法人とは、法規上はJOを組めないことになる。

### 3. 契約および施工に関する条件、規制、必要とされる資格

#### (1) 実施可能な建設事業

##### ア. 現地法人の場合：

日系企業を含む外資の建設会社は、高度の技術使用、および／もしくはリスクの高い、および／もしくは工事額が10億ルピアを超える建設サービス（建設工事実施サービス）の実施のみが認められている（I. 1. (5)「現地法人をもたない建設業外国企業に対する規制」参照）。他方、LPJKの規則によって、外資を含む現地法人の格付け資格はB2と定められ、その条件に従って工事の種類などが規定されている。（II. 1. (7)「建設サービス事業許可（IUJK）取得」、2014年LPJK規則第06号別表参照<sup>20</sup>）

##### イ. 外国建設企業（建設業駐在員事務所による進出）の場合建設業における外資の規制建設サービス事業許可

所定のLPJKの資格認定を受けて建設業駐在員事務所を設置した外国建設企業（BUJKA）は、次のような工事の実施のみが許可される（2014年公共事業大臣規則第10号<sup>21</sup>）。

- a. 工事施工や建築物の使用が公共の安全、財産、人命および環境に危険を及ぼすようなリスクの高い工事、
- b. 工事に特殊な手法、高い技術を要する設備、特殊な建設機器、多くの専門家を要する高い技術の工事、
- c. 少なくとも1,000億ルピア以上の施工、あるいは少なくとも100億ルピア以上の工事計画／建設監督になる、高コストの工事。

#### (2) 必要な資格

II. 1. (7)「建設サービス事業許可（IUJK）取得」を参照。

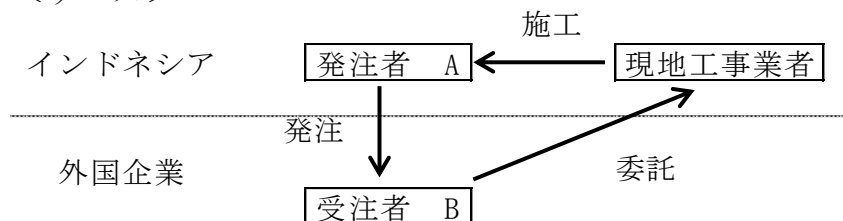
<sup>20</sup> Peraturan LPJK Nasional No.6 Tahun 2014 (2014年建設業振興委員会規則第6号)  
<http://admin.gapensi.org/documents/download/87.pdf>

<sup>21</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014年公共事業大臣規則第10号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

#### 4. ケース・スタディー

(1) 現地に拠点を持たない非居住者が主契約をし、現地工事業者に下請する事が可能か：

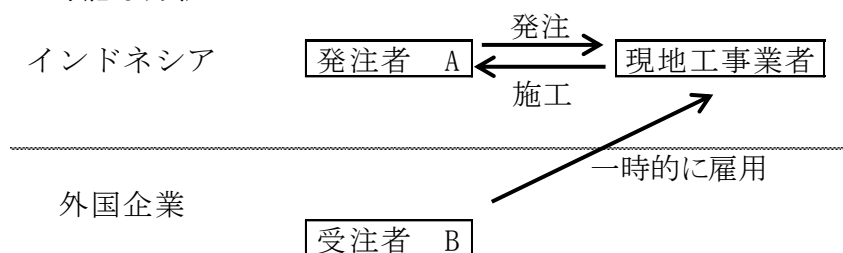
<ケース>



外国建設事業者がインドネシアで建設工事を行うためには、現地法人を設立するか、法人同様に LPJK の格付審査を受け、公共事業大臣の許可を得て建設業駐在員事務所を設立し、その上で現地建設事業者 (BUJK) と共に JO を組織して臨まねばならない。更にその活動については、プロジェクトのデータや現地企業のデータ、JO の契約書コピー他を含めた報告書を公共事業大臣宛てに提出せねばならず、公共事業省のチームによる監査もある (2014 年公共事業大臣規則第 10 号<sup>22</sup>)。

これらを前提にかかるケースを想定した場合、インドネシア国内の民間企業が発注する工事に係る各種書類上に、請負建設事業者として建設業駐在員事務所を持たない外国企業 (B 社) の名が記されるはずはない。インドネシア国内の諸法規に従って合法的に対応しようとするならば、発注者 A 社は、B 社が下請として起用しようとする現地工事業者と直接請負工事契約を結び、その際必要となる B 社のスーパーバイザーの就労許可を取得するために、下請業者 (現地工事業者) が B 社の技術者を一時的に雇用するなどの方法を講ずることになる。

<可能な方法>



もし発注者 A 社が B 社の請負にこだわり、B 社があえて発注者と請負契約、現地工事業者と下請契約を結んだ場合、現在のところは取り締まりが緩やかで、表立って摘発された例がないため、具体的にどうなるかを記述するのは難しい。ただし、イ

<sup>22</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014 年公共事業大臣規則第 10 号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

インドネシアの法令では明らかに違法であるため、摘発されるようなことになれば、懲役刑や罰金命令が出ること、該当工事の中止・中断もあり得ると考えられる。また、当該日本企業はインドネシアでブラックリストにのることになり、インドネシアでのその後の事業は難しくなることが予想される。現に少なからずこのようなケースで仕事を進めている例もあるようだが、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント、事業の継続性の観点からも取引形態を検討する必要がある。

因みに、現地に拠点を持たない非居住者が、現地法人であるゼネコンの協力会社としてプロジェクト単位で参入するケースは、ゼネコンとの間の業務委託契約の形態をとり、自社名が表に出ることなく自社の人員を元請ゼネコンの社員として派遣しているようである。

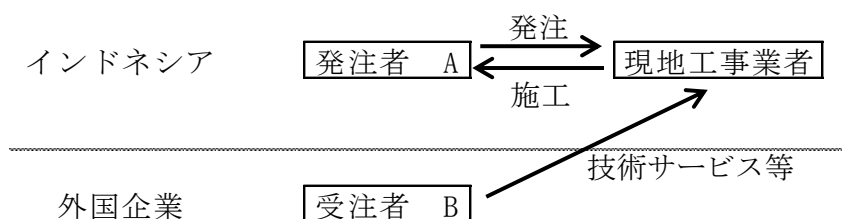
## (2) 期間限定のプロジェクト・オフィス制度の有無

インドネシアにおいて受注・契約履行のための現地拠点としてのプロジェクト・オフィス制度というものは無い。本来プロジェクト・オフィスとは、国内建設企業（外資系合弁を含む）や外国建設企業が組織した JO が、ある特定の建設工事を受注した際、工事を履行するために設置する現場事務所的な場を指すものである。

## (3) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした、請負契約の締結

### ア. 出張して作業する場合の留意点

出張で作業するか否かに関わらず、非居住者である外国企業がインドネシアから直接受注をする事は出来ず、施工会社や発注会社に技術者が一時的に雇用をされなければならない。従い、ここでは、外資系現地法人、JO あるいは地場の国内建設業者が、現地民間企業から請負う工事契約の中に、非居住者である外国人技術者による作業項目が含まれるというケースを見る。



契約上、非居住者である外国技術者の作業を含むこと自体に問題は無い。あるいは現地の受注建設工事業者が、別途技術者自身あるいは派遣する会社との間に、技術サービス契約を締結することも可能である。注意すべきは、その作業を外国からの派遣員が出張で行うところにある。

外国からの派遣員が現地で工事作業をする場合、例え 1 日の工事であってもイ

インドネシアの出入国管理上、外国人の就労管理上、事前に就労許可を取得しなければならない。就労許可を取得するための基本的な要件として、インドネシア側に、外国人雇用枠を保有して当該派遣員を受入れられる現地事業体が存在しなければならない。

このケースに従って合法的に対応する策としては、発注会社あるいは現地建設業者が当該派遣員の雇用主となって、労働省へ雇用計画書（RPTKA）の承認を申請することで雇用枠を確保し、当該派遣員の労働許可を取ることになる。発注会社や現地建設業者が事業許可において大規模事業者に分類されるくらいの資本金を有していないと複数の外国人の雇用は難しく、また外国人1人に対して少なくとも3～5人のインドネシア人従業員を雇用していることも求められる。また、役職名については労働省の内規で決まっており、実際の職務に近い名称の役職での雇用枠確保に努める必要がある。

他方で、建設業界のこの種の外国人派遣員の活動実態を見ると、当該作業の滞在期間が個人所得税課税の対象となる183日以内であれば、通常1年間有効の、会議等を目的とした就労を伴わないマルチ訪問ビザや、観光ビザ（Visa On Arrival）で入国・滞在し、社内の取扱い上出張として仕事をしている例が非常に多い。しかし、就労許可を有していない者がスーパーバイザーとして業務を行う事は違法であるため、必ずその取得が必要である。なお、マルチ訪問ビザ・観光ビザを取得した外国人は、インドネシア国内の工場を訪問しただけでも取り締まられるようなケースが散見される。

また、最近では就労許可が与えられる対象となる外国人の年齢や学歴の条件について、法の運用や監督が厳しくなる傾向があることにも、留意すべきである。

なお、就労許可を問わず、後述する税務問題（PE課税）は、別途留意しなければならない点である。

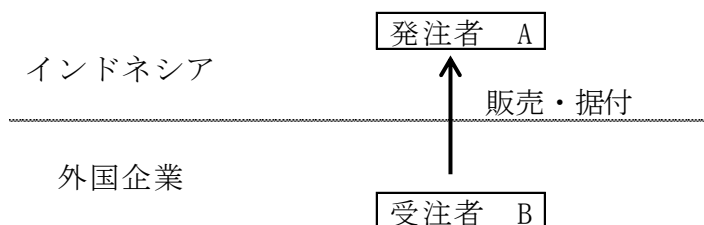
## イ. ビザ取得の手続

建設工事のみならず、工場などで機械据付・保守・点検、監督・指導をする場合にも就労ビザの取得が必要となる。就労ビザには1年間有効な長期ビザと、1回の滞在が最長60日で6カ月までの延長が出来る短期ビザとがあるが、手続きの内容は殆ど変わらない。いずれにせよ現地に受入れ企業（PT＝株式会社）が存在する事が前提である。手続きは以下のとおりである。

	受入企業	派遣企業
1		受入企業が外国人労働者雇用計画書 (RPTKA) を保有しているか確認 YES ⇒ 3 No ⇒ 2
2	労働移住省に外国人従業員雇用計画書 (RPTKA) の申請	
3	労働移住省にビザ発行の推薦状 (TA-01) の申請 入国管理総局に一時居住ビザ (VTT) の取得申請	
4		在外インドネシア公館で VTT 取得 (VTT 取得後 90 日以内にインドネシアへ入国)
5	1 人 1 月 当り 100 ドルの納付金を、労働省の指定口座に振込み、労働移住省に対して外国人労働許可 (IMTA) / 短期就労許可を申請・取得	
6	入国者の居住地管轄の入国管理事務所にて、「暫定居住許可 (KITAS)」を申請	
7		インドネシアへ入国後 7 日以内に入国管理事務所へ出頭し、指紋の登録他の手続き後、数日後に KITAS 発行

手続き時間は、1～7 まででおよそ 1.5～2 カ月が必要。この後、再入国ビザ、住民登録、警察への登録、等の手続きが続く。

- (4) 設備機器や機械などの販売者（輸出者）が設置（据付）、メンテナンスをする場合  
輸出者が、インドネシアに何ら建設工事業としての拠点を持たない場合を想定する。



ア. 据付・メンテナンスの定義

当該作業は、インドネシアにおいて「工事」に該当する。

- ・1999年法律第18号<sup>23</sup>、2000年政令第28号<sup>24</sup>等に規定された工事の定義  
建設工事とは、建築・土木・機械・電気・環境管理の個々もしくは一括の工事を  
含む、計画、実施および管理監督の連結の一部またはすべての活動をい  
い、それによって建造物あるいはその他の物理的な形を造ることである。
- ・その他諸法規による定義・分類  
あらゆる種類の工事が網羅されており、設備機器や機械の据付もその例外で  
はない(2011年公共事業大臣規則第08号<sup>25</sup>、2013年LPJK規則第10号<sup>26</sup>、2014  
年大統領令第39号<sup>27</sup>のネガティブリスト)。

#### イ. 据付を行う契約の分類

設備一括請負契約 (Engineering, Procurement, Construction=EPC) (別称フル・ターンキー契約) とセミ・ターンキー契約に分けることができる。

##### i. フル・ターンキー (Full Turn-key) :

輸出者は現地に拠点を設ける必要がある。

土木・建築工事、設備自体の供給と据付・試運転までの一括請負契約が該当する。例えば大型プラント、送電線やパイプラインの供給・敷設工事一貫契約のようなもので、文字通りの定義された業務 (Scope of work) を実施する場合、明らかに工事契約であり、輸出者は現地に何らかの拠点を設ける必要がある。拠点を設立しなければ、現地での資機材や労働者の調達、現地 downstream 建設業者への発注等を行う受け皿がないことになり、入出金や税務処理も出来ない。

##### ii. セミ・ターンキー (Semi Turn-key) :

建設工事と見なされれば、拠点を設ける必要がある。

土木・建築工事は買主が行い、輸出者は設備自体の供給と据付・試運転までを行う契約。フル・ターンキー契約と同様、設置工事にそれ相当の現地人による仕事や現地通貨による金銭の授受を伴う場合は、拠点が必要となり、厳密に言えばこれも建設・工事とみられてもおかしくない。建設工事と見做されれば、拠点設立や労働許可といった手続きが必要になり、これらをクリ

<sup>23</sup> Undang-Undang Republik Indonesia No.18 Tahun 1999 (1999年法律第18号)

<http://www.hukumonline.com/pusatdata/detail/1349/node/317/uu-no-18-tahun-1999-jasa-konstruksi>

<sup>24</sup> Peraturan Pemerintah No.28 Tahun 2000 (2000年政令第28号)

<http://www.bpkp.go.id/uu/filedownload/4/66/1169.bpkp>

<sup>25</sup> Peraturan Menteri PU No.8 Tahun 2011 (2011年公共事業大臣規則第8号)

<http://www.dpup.slemankab.go.id/wp-content/uploads/2014/03/Permen-PU-no8.2011.pdf>

<sup>26</sup> 別添資料参照

<sup>27</sup> Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2014 (大統領規程2014年第39号)

[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)

アー出来なければ、契約も締結出来ないこととなる。

#### ウ．建設工事か否かの判断

売主と買主が実態に見合っ取り決めた Scope of work の内容によって、建設工事か否かの判断になる。その中での判断要素は、機器と据付工事の契約金額の割合、据付工事の規模と必要な期間、拠点を要する副次的事項の有無、客先の意向等々によって、売主と買主が実態などになるろう。

##### i. 一般的な輸出契約

単独の機器輸出契約や、それに Supervising をプラスした契約であれば、インドネシア政府から建設工事と見なされることはまずないと言える。

##### 建設工事とみなされない一般的な例

売主： 機器の輸出業務および据付指導員の派遣

買主： 輸入通関、貨物の自社工場への搬入、作業員の手配、買主側作業員による据付作業

##### ii. 据付工事まで売主が行う場合

売主が一括で、機器の輸入業務から人手も含めた据付工事まで一括で実施する場合、据付工事の判定のみならず、機器の輸入通関を売主が行う事から現地法人の設立が必要となる。

売主が機器輸入を行う場合には、設備機器や機械の売主がインドネシア国内に物品輸入業を目的とした現地法人を設立し、そこを輸入・国内販売の拠点とする例が見られる。その場合も、現地法人が客先に対して据付工事込みの販売契約を結び、海外の本社は現地法人への輸出取引となる。ただし、現地法人には据付工事が建設工事とみなされるか否かの法的判定の問題は残る。前述のとおり、現在のところは取締りが緩やかで、摘発された例がほぼ皆無のため、容易な据付工事であれば輸入・国内販売の一環として自前で済ませてしまう日系企業も少なからずある。主業務の販売業の付帯業務としてアフターセールスを事業許可に記載している会社は、これを隠れ蓑にしていることもある。

ただし、大がかりな工事や建物外での据付工事などで、傍からみて建設工事と見なされかねないような工事の場合は、建設業の資格を有する現地の据付専門会社などへ工事を依頼する必要がある。



## II. 民間企業向け工事、作業契約履行の方法

### 1. 受注、履行のための現地拠点の種類とその設立手続き

インドネシアに建設工事のための拠点を設けるには、現地法人もしくは建設駐在員事務所を設立しなければならない。

#### (1) 現地法人（PMA）設立手続き投資基本許可の取得

建設工事分野で外国資本の参入が認められているのは、高技術、高リスクあるいは10億ルピア以上の建設工事分野に限られており、外資の出資上限は67%である（「2014年大統領令第39号<sup>28</sup>」によるネガティブリスト）。

投資調整庁（BKPM）に登録し、投資基本許可を取得する。申請書類は以下のとおり。

- a. 所定の書式による申請書。そこに記載される投資計画の主な内容は、下記。
  - ・設立される会社の名称
  - ・所在地
  - ・生產品と年間生産キャパシティ
  - ・投資額とその構成
  - ・投資資金源
  - ・会社資本金額とその構成（出資者と出資比率）
- b. 出資者の登記簿謄本（法人の場合）／身分証明書（個人の場合）
- c. 活動の説明書

#### (2) 会社の設立・定款証書の作成

- a. 事前に法務省の審査を受け、使用が認められた会社名で、新会社の内容を公証人に持込み、会社設立証書を作成（会社定款証書も兼ねる）
- b. 新会社の所在地を管轄する区で、所在地証明を取得
- c. 所在する地域を管轄する税務署に登録の上、納税者番号（NPWP）を取得
- d. 銀行口座を開設し、資本金を払込み、銀行から資本金払込証明を取得
- e. 資本金払込証明を会社設立・定款証書等と共に、公証人経由で法務省へ提出し、法務人権大臣の会社設立承認書取得
- d. 投資調整庁へ、投資基本許可、会社設立定款証書、所在地証明、取締役の身分証明書コピーを添付して申請し、商業省会社登録証（TDP）を取得

#### (3) 外国人雇用の許可取得

- I. 4. (3)「非居住者が出張で作業を行うことを前提とした、請負契約の締結」参照。

<sup>28</sup> Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2014（大統領規程2014年第39号）  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest\\_02/pdfs/indonesia\\_kitei.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/indonesia_kitei.pdf)

(4) 輸入業者認定番号 (API-P) の取得

建設事業会社は、製造業者輸入認定番号 API-P を取得する必要がある。自社の建設活動で使用する外国の資機材の輸入に必要なもので、他者へ転売する物品の輸入のためのものではない。商業大臣規則に基づく手続きだが、PMA の場合、申請は投資調整庁に行く。申請に際しては次のような書類の提出が必要：

- a. 会社設立・定款証書
  - b. 会社本店の所在地証明
  - c. 納税者番号 (NPWP) コピー
  - d. 会社登録証コピー
  - e. 投資基本許可のコピー
  - f. 事業許可コピー
- その他

(5) 通関基本番号 (NIK) の取得

財務省関税総局に通関基本番号 (NIK) の申請を行う。申請書類には、前記 API の申請時のものの他に、下記書類が必要。

- a. 過去 3 カ月の銀行明細
  - b. 会計勘定科目表
  - c. 過去 3 カ月間の会計報告
  - d. 会社組織図
  - e. 会計担当者の卒業証明書
  - f. 取締役の身分を証明する書類
- その他

(6) 設備輸入の関税免除便宜の取得

外国投資 (PMA) 企業には、資機材・設備の輸入関税免除の制度があるため、投資調整庁 (BKPM) 宛てマスターリスト申請書に、関係書類を添えて申請する。

(7) 建設サービス事業許可 (IUJK) 取得

新たに当該許可を得ようとする者は、LPJK に直接、あるいはまず LPJK が認定した業界団体に所属し、そこを通じて建設事業体証明 SBU を申請・取得する必要がある。

ア. 審査・登録・証明の権限

I-1-(2)-iii. 「種別・資格による分類」の等級 B1、B2 は国家レベルの建設

業振興委員会 (LPJK-Nasional)、個人および K1、K2、M1、M2 については州レベルの LPJK-Provinsi が権限を持つ。

申請者を行う建設会社は、まず業界団体に加盟する必要がある。当該業界団体に、申請者は IUJK の取得を申請し、申請を受けた業界団体は LPJK の条件に従い検証結果を LPJK に提示する (2013 年 LPJK 規則第 10 号<sup>29</sup>)。なお、申請書は LPJK-Nasional に直接申請することも出来る。

登録震災は四半期ごとに最低 1 回ずつ行われ、審査に合格したものに対して、登録番号 (NRU=Nomor Registrasi Usaha) を記した事業体証明 (SBU=Sertifikat BadanUsaha) が発行される。証明書の有効期間は 3 年間。

建設関連の業界団体は分野毎に組織されており、AKI (Asosiasi Kontraktor Indonesia)、GAPENSI (Gabungan Pelaksana Konstruksi Nasional Indonesia)、AKLI (Asosiasi Kontraktor Listrik Dan Mekanikal Indonesia) 等、50 以上の団体が存在する。日系合弁建設企業のいくつかは、AKI に加盟しているようである。

#### イ. 新規申請の手続き要点

申請者は、所定のフォームに必要書類を添えて、LPJK の公式サイト<sup>30</sup>にアクセスし、上記の業界団体へ提出する。審査は、企業の管理面、経験・業績、財務、従業員の技術認定等に対して行われる。

#### ウ. 外国企業 (BUJKA) および現地企業との合弁企業の場合

大規模・建設工事業の資格での登録・証明書を取得する必要がある。詳細は LPJK 規則別表に示されているが、外国企業と現地企業との合弁会社や、建設業駐在員事務所に関連する大規模建設工事業・細分類等級 B1、B2 について、主な条件を下表 (建設工事サービス業の資格決定条件) に記す。

---

<sup>29</sup> 別添資料参照

<sup>30</sup> [www.lpjk.net](http://www.lpjk.net)

建設工事サービス業の資格決定条件（2014年建設業振興委員会規則第06号・添付資料より）

資格	条 件				能 力		
	純資産	実 績	PJK	PJT、PJBU	施工能力	工事限度額	工事分類種類の数
B1	100～500億ルピア	各工事細分類毎に、格付M2としての直近10年間の工事実績額が最低166億ルピア、あるいは各工事細分類毎に、格付M2としての過去10年間の工事実績の現在累積額合計が最低500億ルピア	PJBU、PJT、PJKを別々に置く義務  各工事分類毎PJK（最低限PJT相当認定書保有）を置く。重任不可	PJT：最低中級SKA1名  PJBU：PJT、PJKと別にPJBUを置く義務有り	0～2,500億ルピア	1件最高2,500億ルピア	それぞれ異なる4つの工事分類のうち最高14細分類。小規模事業者の細分類は工事不可
B2	500億ルピア以上。上限無し	各工事細分類毎に、格付B1としての直近10年間の工事実績額が最低833.3億ルピア、あるいは各工事細分類毎に、格付B1としての過去10年間の工事実績の現在累積額合計最低2,500億ルピア	PJBU、PJT、PJKを別々に置く義務  各工事分類毎PJK（最低PJT相当認定書保有）を置く。重任不可	PJT：最低上級あるいは中級SKA1名  PJBU：PJT、PJKと別にPJBUを置く義務有り	0～上限無し	上限無し	制限無し。ただし、小規模事業者の細分類は工事不可

注：PJBU：企業の総責任者  
PJT：工事面での技術責任者  
PJK：専門技術責任者  
SKA：専門資格認定者

IUJKは、2011年公共事業大臣規則04号に基づき、企業の本拠地が所属する場所の県知事あるいは市長に申請し取得する。主な申請書類は以下のとおり：

- a. 所定の書式による申請書
- b. 会社設立・定款証書コピー
- c. LPJKに登録された建設事業者証明（SBU）コピー
- d. LPJKに登録済の工事責任者（PJT）の、専門資格認定証（SKA）あるいは熟練資格認定証（SKT）コピー
- e. 工事責任者（PJT）の身分証明書コピーと、企業の総責任者（PJU）との間で

交わした専門・熟練技術者であることの表明書

f. その他、NPWP、TDP、業界団体会員証明、保有の工事機材等資産リストなど

事業許可証（IUJK）の有効期間は3年間で延長も可能。また、IUJKは企業ごとに付与され、有効期間内はインドネシア全域で有効である。

許可取得者は3カ月に1回、県知事・市長宛てに事業実績などを報告する義務がある。

IUJK取得のための手数料、県知事・市長が決定するので、実際の申請時には所在地の県・市政府に確認する必要がある。

#### (8) 材料輸入の関税免除便宜の取得

外国投資（PMA）企業には、材料の輸入関税免除の便宜が用意されているので、投資調整庁（BKPM）宛てマスターリスト申請書に、関係書類を添えて申請する。

## 2. 建設業駐在員事務所設立手続き

現地法人（PMA）が直接工事契約の受注や履行の当事者になり得るのに対して、建設業駐在員事務所は、工事を受注した際直接の当事者になるのではなく、受注・履行の当事者たるJOを構成するために必要な現地拠点である。建設業駐在員事務所の設立許可は、公共事業省が発行する。その設立許可発行条件の指針が2014年公共事業大臣規則第10号<sup>31</sup>に規定されており、詳細は以下のとおりである。

- a. 建設業駐在員事務所の許可は、LPJKによって格付・資格が大規模・建設工事事業者に認められた者に対してのみ、公共事業大臣名で証明書の形で与えられる。
- b. 建設業駐在員事務所の許可を取得した外国建設企業は、インドネシア全土において建設サービス活動を行う事が出来る。
- c. 許可は3年間で有効で、有効期間終了から遅くとも60暦日以内に申請することによって、延長が可能である。

なお、LPJKによる資格審査については、過去の実例を見るに、その多くが実際には審査事務を省略している。

#### (1) 新規申請の手続き書類

新規申請は申請書類を公共事業大臣宛てに申請する。許可の有効期間は3年。延長申請に際しては、所定の書式による公共事業省宛て年次報告のコピーや、実施した建設プロジェクト毎の労働者社会保障年金の支払い証明等が必要となる。

<sup>31</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014年公共事業大臣規則第10号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

駐在員事務所は公共事業大臣もしくはLPJKに、活動の年次報告をする義務が有る。  
申請にあたっての手数料は、建設工事業者の場合 1 万米ドル。

<提出書類>

- a. 所定の書式による申請書
- b. 本国の公証人もしくはその権限を与えられた機関に認証された、本社設立証書コピー
- c. 当該外国企業の一般データ
- d. 当該外国企業が公正に登録され、評価が良いことを表明した、在インドネシア外国大使館の推薦状
- e. 有効な、公証認証済みの本社の建設サービス事業許可書のコピー
- f. LPJK Nasional によって法的に認められた、認定証明書コピー
- g. 本社発行の駐在員事務所長任命書 (Letter of Appointment)
- h. 公認会計士が証明した、最新の本社財務報告
- i. 駐在員事務所長予定者のパスポートあるいは身分証明書コピー
- j. 駐在員事務所長の履歴書
- k. 管轄区役所発行のインドネシアにおける駐在員事務所所在地証明
- l. 提出書類が真実で原本と相違無い事の表明書
- m. BUJKA (外国企業) の役員あるいは監査役が、他のインドネシア国内建設企業の役員もしくは監査役に就いていない旨の証明書

(2) Joint Operation (JO) / (KS0=Kerja Sama Operasi)

JO は、外国建設企業が特定の建設工事の遂行のために一時的に組織する共同事業体であって、インドネシアの法律に基づく新たな法人ではない。JO としての LPJK の格付・資格の取得や、公共事業大臣の建設事業許可 (IUJK) の取得の必要はない。

JO を組んだ外国建設企業は、JO を通して国家予算、外国借款・援助資金、海外・国内投資、諸法規の規定に従った工事 (民間・公共ともに) に基づく建設工事を行う事が出来る。

建設業駐在員事務所の義務として、次のような規定がある。

- a. BUJK と JO を組むこと
- b. 外国建設企業は、リスクが高く／あるいは高い技術の建設プロジェクトのみ手掛けること
- c. 外国人労働者は、法規定に従ったポジションにのみ雇用し、インドネシア人労働者をマネージャークラスや技術移転先として雇用すること
- d. 技術移転を行うこと

- e. 変更が有る場合は、生じた時から 10 日以内に届けること
- f. 期限終了から遅くとも 60 日以内に変更申請をすること
- g. 活動の年次報告を提出すること。提出データには、BUJKA（外国企業）と JO パートナーの BUJK（国内企業）、プロジェクト、JO のデータ、外国人・インドネシア人労働力使用のデータ（含、履歴書）、JO の MOU、技術移転データ等が含まれる

なお、JO を組んで行うプロジェクトを通じた、技術移転についても定めている（2014 年公共事業大臣規則第 10 号<sup>32</sup>）。

- a. BUJKA は本規則で指定された書式に従って、プロジェクト毎にインドネシア人に対する技術移転の計画を作成し、大臣宛てに提出すること。
- b. インドネシア労働者は、本規則指定の書式に従い、技術移転の結果の表明書を作成し、大臣宛てに提出すること。
- c. BUJKA はプロジェクト毎に、インドネシア人専門家に対して、専門性や運営上の訓練、またインドネシア人能力労働者に対して、能力訓練を行うこと。
- d. BUJKA は、自社が進めているプロジェクトにおいて、大臣や大臣に指名された高官からの推薦を得たインドネシア人が、実務訓練や学術調査が行われるように、便宜を図ること。
- e. BUJKA は、建設駐在員事務所の許可の有効期間内に、最低 1 回、CSR（企業の社会的責任）の活動を行うこと。

### (3) その他

外国の建設企業 A 社が、インドネシアの国内建設企業 B 社との間に業務委託契約を結び、B 社が A 社のために市場開拓、現地情報の供与、潜在的顧客の紹介を行う。これは正式な提携の組織ではないが、インドネシアでは海外企業の支店の設置は銀行等特定の分野に限られており、建設業については設立できないため、正式な組織ではなく業務委託契約で現地調査をするものである。

A 社から商業訪問ビザを取得した出張者が B 社と共に現地顧客候補や、工事受注活動を行う。受注が決定した後、B 社がインドネシアの発注者と契約を結び、A 社は B 社とスーパーバイジング契約を結ぶ。A 社が派遣するスーパーバイザーは B 社の外国人雇用枠を使用し、就労ビザを取得した上で工事の監督を行う。

受注活動を行う過程でインドネシア市場での継続的受注の目途が立ったら、現地法人や駐在員事務所の設立に移行するという、段階を踏んだ方法である。

---

<sup>32</sup> Peraturan Menteri Pekerjaan Umum No.10 Tahun 2014 (2014 年公共事業大臣規則第 10 号)  
<http://www.pu.go.id/uploads/services/infopublik20141216113158.pdf>

(4) 拠点として設置する組織のメリット・デメリット

上記の内容の概略を、下に並べる。

	現地法人	建設業駐在員事務所 (JO)	業務提携 (一例)
形態	外資上限 67% + 国内企業 パートナー	本社派遣社員の出先事務 所	業務委託契約。将来の パートナー候補にも
機能	国内建設業者と同等のス テータスで建設活動	市場調査等。工事履行は現 地業者との JO で可能	業務の委託先。出張者 と共同で受注活動
設立手続 — 時間・費用	9 カ月以上、150 万円程度	4 カ月程度、5-60 万円程 度	不要
初期投資額	500 億ルピア以上。過小資 本の一般的な目安を適用 すると払込資本は 125 億 ルピア以上となるが、外 資の場合は BKPM の指導 要、うち外資上限は 67%	事務所の立上げ、公共事業 省への手数料 1 万ドル	業務委託料
運営管理	パートナーとの協調で、 財務・税務・労務等管理	経費は本社送金。法人より 楽。見做し税有り	委託契約先の問題

3. 受注、履行のために企業として必要とされる資格 (ライセンス)

現地法人の場合は建設業許可、建設業駐在員事務所の場合は駐在員事務所許可のほか、現地建設会社との JO 契約に始まる JO に関わる各種書類が必要。詳細は II. 2. (1) 「新規申請の手続き書類」項を参照されたい。



### III. 税制度

#### 1. インドネシア税制度の概略

##### (1) 税法とその特徴

###### ア. 税法と管轄当局

諸税を規定する法令には、国税通則法、所得税法<sup>33</sup>、付加価値税・奢侈品販売税法、土地・建物税法、印紙税法、関税法などがある。大蔵省が税務を管轄し、国税については国税総局・地方税務署・市町村ごとの地域税務署、関税に関しては関税総局が監督している。さらに税務当局は、機能別に外資企業（PMA）税務署、大規模・中規模納税者対象（LTO・MTO）税務署、外国企業・外国人対象（BADORA）税務署、国営企業税務署等がある。

###### イ. 源泉分離課税

所得税はすべての所得を合算して総合課税されるが、建築業や不動産レンタル等は、源泉分離課税の対象となっており、建設業の場合は、源泉徴収税が最終納税額（Final Tax）となる。

##### (2) 個人所得税

###### ア. 税法上の居住者

インドネシアに住所を持つ者 12 カ月以内に 183 日を越えて滞在している者をいう。インドネシア居住者は、全世界所得が課税対象となる。

###### イ. 非居住者

税法上の居住者以外の者をいう。居住納税者が非居住者に対して配当、利子、ロイヤルティ等を支払う場合、基本的に 20%の源泉税を天引き納付する義務がある。

###### ウ. 納税方法・源泉徴収納付

- ・従業員に支給される給与・報酬から所得税を源泉。外国人については、月次の源泉徴収税額は当月の所得を 12 倍し、所得控除後、累進税率を適用し年間税額を算定の上、その 1/12 を当月の税額として納付
- ・納税者番号（NPWP）を申請取得していない個人に対する給与源泉税率は 20%アップとなるので、要注意
- ・外国人に対しては、別途給与所得に関するガイドラインがあり、税務署に提出する実際の申告所得と比較する基準として利用されることがある

##### (3) 法人税

###### ア. 居住法人

<sup>33</sup> Undang-Undang Republik Indonesia No.36 Tahun 2008 (2008 年法律第 36 号、所得税法)  
[http://www.sjdih.depkeu.go.id/fullText/2008/36\\_TAHUN2008UU.htm](http://www.sjdih.depkeu.go.id/fullText/2008/36_TAHUN2008UU.htm)

インドネシアで設立された法人。全世界所得が課税の対象

イ. 非居住納税者

居住者以外で、インドネシアを源泉とする所得（利子、配当、ロイヤルティ、技術・経営管理等の役務の対価、保険料等）を得る者。インドネシア国内源泉所得が課税対象。

ウ. 恒久的施設（Permanent Establishment:PE）

国内法に基づく恒久的施設（PE）を持つ者は、一般的に居住納税者と同様の納税申告義務を負う

(4) 所得税率

原則的に一律 25%。インドネシアに恒久的施設を持たない外国法人（非居住納税者）に対して、インドネシア国側がその外国法人に支払う際、インドネシア国源泉の収益から源泉徴収される税金（所得税法第 26 条源泉税 PPh26）は、当該外国法人の法人税支払い債務の最終納税となる。

(5) 外国借款・無償援助による政府プロジェクト（本調査には直接の関連無し）

元請建設業者、元請コンサルタント、元請サプライヤーが、関連する事業から得た収益に対する所得税はインドネシア政府が負担するが、この優遇措置は下請の建設業者やコンサルタント、サプライヤーには適用されない。

(6) 源泉徴収税

インドネシアの徴税方法として、主に源泉徴収システムが採用されている。特定の所得項目に源泉税が課せられる場合、一般的には支払い側に税金を源泉徴収あるいは徴収する責任がある。各種源泉徴収税は、「所得税法（PPh）」の「関連」条文番号によって、次のように区分されている。

a. 所得税法第 21 条（PPh21）源泉税

給与など個人への支払いに対する源泉税。

b. 所得税法第 22 条（PPh22）源泉税

物品の輸入時に納付。ただし法人税の一部前納として確定申告時に法人税額から控除出来る。

c. 所得税法第 23 条（PPh23）源泉税

居住法人・恒久的施設（PE）・駐在員事務所、事業組織体、および指定された個人が、居住者である国内の納税義務者に対して、配当、利子、ロイヤルティ等、一定の支払いをする場合、支払い側が総額に 15%の源泉徴収する義務がある。

また、テクニカルサービス、マネージメントサービス、コンサルティングサービス、据付サービス等、前記 PPh21 源泉税に該当しないものには総額の 2%がかかる。

d. 所得税法第 4 条 2 項 (PPh4-2) 源泉税。源泉分離課税 (Final tax)。

居住法人、恒久的施設 (PE)、駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住者恒久的施設 (PE) へ下記項目 (本報告に関係する項目のみ列記) の総支払額から源泉税を徴収する義務がある。またそれが受領側の最終税額となる。

項 目	税 率
建設施工料金：小規模事業者証明を取得している建築会社の場合	2%
同 上：小規模事業者証明を取得していない建築会社	4%
同 上：中規模・大規模建築会社	3%
建設計画・監督料金：建築設計、施工管理会社で認可取得会社	4%
同 上：建築設計、施工管理会社で認可未取得会社	6%

e. 所得税法第 26 条 (PPh26) 源泉税。非居住者への支払い

居住法人、恒久的施設 (PE)、駐在員事務所、事業組織体および指定された個人が、非居住者に対して、下記の支払いをする場合、20%の源泉税を天引き納付する義務がある。

恒久的施設 (PE) の法人税税引き後の利益、配当、プレミアム、割引料、金利、ロイヤルティ、賃貸料、資産運用に対する支払い、役務、労働賃料、活動の対価など。

\*租税条約については、後述 2. (2)ア. 租税条約 を参照。

(7) 間接税

a. 付加価値税 (VAT=PPn)

インドネシア国税地域内において課税対象企業が、その企業の通常の業務として課税対象物資または課税対象サービスを引き渡した時、もしくは課税対象物資を輸入した時、または海外から課税対象サービスの提供を受けた時に課税される。税率は基本的に 10%。

b. その他の間接税

- i. 奢侈品販売税 (PPnBM)
- ii. 土地・建物税 (PBB)
- iii. 不動産取得税 (BPHTB)
- iv. 印紙税

## 2. 恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) 認定の基準

### (1) インドネシア国内法による規定

#### ア. PE の定義

PE とは、インドネシアに居住していない個人、滞在期間が 12 カ月の間に 183 日を越えない個人、並びにインドネシアで設立し所在していない団体によって、インドネシアにおいて事業や活動のために利用される、次のような形の事業施設をいう (所得税法 第 2 条 5 項、2008 年法律第 36 号)。

- a. 経営管理事務所、b. 会社の支店、c. 駐在員事務所、d. 事務所建物、e. 工場、
- f. 修理工場、g. 倉庫、h. 販売および販促のための場所、i. 天然資源の採掘、
- j. 石油・天然ガス採掘作業地域、k. 漁業、畜産業、農業、農園業、あるいは林業、
- l. 建設・据付・組立プロジェクト、m. いかなる形態かを問わず、12 カ月の間に 60 日間以上に亘る、社員または他の者による各種サービスの提供、
- n. 代理店として業務を行う、個人または団体、
- o. インドネシアに設立・所在はないが、インドネシアで保険料を受領しリスクを負う保険会社の代理店もしくはその社員、
- p. インターネットを通じて事業を行うために、電子取引運営者が保有・賃借・使用するコンピューター、電子管理者あるいは自動装置

#### イ. PE の課税対象

同法第 2 条 4 項では、外国の課税対象者となるのは以下の場合である。

- a. インドネシアの恒久的施設を通じて事業を行うか活動を行う (前出の) 個人および団体、並びに、
- b. インドネシアの恒久的施設を通じて事業を行うか活動することによらずに、インドネシアから収益を獲得した (前出の) 個人および団体

### (2) 租税条約上の恒久的施設 (PE)

#### ア. 租税条約

所得に対する租税の二重課税の回避および脱税の防止等のため、日本国政府は、経済協力開発機構 (OECD) が規定したモデル条約様式を基に、多数の国との間に租税条約を締結している。日本とインドネシアとの間では、1982 年に租税協定<sup>34</sup>を締結した。そして、条約締結国間で課税を受ける基準は、「恒久的施設 (PE) があるか無いか、存在する組織体が PE と認定されるか否かによって決まる」。即ち、PE 無ければ課税無しの国際ルールが適用される。

<sup>34</sup> インドネシアとの租税協定 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S57-621\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S57-621_1.pdf)

#### イ. 日伊間租税条約における PE の定義

同条約の第 5 条における、建設・据付工事に関連する PE の定義の要点は、次のようなものである（添付条約和訳参照）。

- a. 恒久的施設とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場であるとし、特に次のものを含むとしている。  
事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、農場または栽培場、鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- b. 建築工事現場または建設もしくは据付工事は、6 カ月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設とする。  
また、一方の国の企業が他方の国において、使用人その他の職員を通じてコンサルタントの役務または建築、建設もしくは据付工事に関連する監督の役務を提供する場合には、このような活動が単一の工場または複数の関連工事について 1 課税年度において合計 6 カ月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、他方の国内に恒久的施設を有するものとされる（両国間経済協力・技術協力に関する政府間合意に基づく役務の場合は除く）と規定している。

#### (3) インドネシア国内法との整合性

租税条約を締結している日本企業であれば、6 カ月を超える場合に PE 認定となり、租税条約に加盟していない国の企業であれば場合はこれが適用される。

建設工事における、インドネシア国内法と租税条約の PE 定義を比較すると、国内法の場合 12 カ月の間に 60 日間（タイムテスト）を超えてインドネシアで為されるサービスの提供は PE と認定されるのに対し、租税条約では建築工事現場または建設もしくは据付工事は、6 カ月を超える期間存続する場合に限り PE とするとしている。

[日・伊間租税条約におけるタイムテスト] インドネシアで恒久的施設（PE）認定を受けずに事業活動が出来る日数

建物の建設	機械設備の据付	組立作業	監督作業	その他サービス
6 カ月	6 カ月	—	6 カ月	—

### 3. 海外企業の直接受注時に適用されるインドネシアの税金の種類と納税手続き

海外企業がインドネシア国内の民間企業から直接注文を受け、インドネシアの建設会社の下請けを通じるなどして作業を遂行した場合、据え付け等の工事期間が 6 カ月を超えると恒久的施設（PE）とみなされ得る。

したがって、契約書に 6 カ月を超える工事期間が定められている場合、受注した海外企

業はインドネシア国内で納税者番号（NPWP）を取得し、インドネシアでの納税義務者となる必要がある。インドネシアの納税義務者となった海外企業に支払う据え付け工事代金には、建設業者への支払いに対する源泉徴収所得税 PPh4-2 が課税されると考えられる。インドネシアで納税者番号を取得しても、インドネシアにおいて建設業許可を取得したわけではないので、税率は建設業許可未取得の会社に対する 6% となることが予想される。

III. 1. (6) 源泉徴収税 d. 所得税法第 4 条 2 項 (PPh4-2) 源泉税。源泉分離課税 (Final tax) 参照)

また、インドネシアで納税者番号を取得したため、この海外企業にはインドネシアで法人税の年次申告を行う義務も発生する。その際、税引き後利益に対して 10% 支店利益税が課せられる（日本・インドネシア租税条約適用後）。この措置を利用するには、インドネシア国税総局が指定する様式の居住者証明書 (Certificate of Domicile) に海外企業が本国で登録している税務署の認証を受けたものを、インドネシアの税務署に提示する必要がある。この税金は法人税の年次申告準備の際に計算し、当該の海外企業自らインドネシア国庫へ納税し、その納税証明を法人税の年次申告書に添付して申告する。

なお、契約書に定められた工事期間が 6 カ月を超えない場合、課税は免れ得る。また、機械等の購入代金に据付工事代金を含ませてしまえば非課税になり得ようが、海外企業の直接受注自体にインドネシアの法令違反を含有しているため、注意が必要であることを再度付言しておく

#### IV. その他留意点・参考情報

##### 1. 国家規格 (SNI) の遵守・輸入規制品

インドネシアは、国家標準化庁 (BSN) が製品・役務・工程・システム・要員を対象に国家規格 SNI を策定し、国家認証委員会 (KAN) が認定した認証機関 (LSPPro) が証明書を発行する制度を採用している。建物の建築に関しても、2006 年発効の「建物建設技術の条件指針に関する公共事業大臣規則第 29 号<sup>35</sup>」の中で遵守を義務付けている SNI がいくつかある。また、その他に基準遵守が義務付けられた品目には、セメント、冷延スチールシート・ロール、I ビーム、U 鋼管、建設用鉄線、ワイヤーロープ、特定のケーブル等がある。詳細は BSN のウェブサイトで見ることが出来る。また、インドネシアが輸入を禁止や制限している品目の中に、鉄鋼材料など建設・据付工事に用いる物がないか事前のチェックも必要となる。

##### 2. 法改正の動き (政権交代、ASEAN 経済共同体=AEC) 関連

###### (1) 政権交代

2014 年 10 月 20 日をもって、ジョコ・ウィドド大統領の新政権がスタートした。

既に公共事業省と国民住宅大臣府が合体して、公共事業・国民住宅省になる等の省庁の再編があり、大臣も交代しており、今後建設事業に関する法規の見直しや変更があるかもしれない。

###### (2) AEC

また、既に触れたごとく、2015 年の「アセアン経済共同体」発足に伴い、加盟諸国間の協定実行スケジュールに従って、インドネシアも投資の自由化を実施せねばならない。

アセアン諸国内における特殊部門を除いた、建設実施業界を含む分野への外資比率は、上限を 2010 年までに 51%、2015 年までに 70% とする約束になっている (現在は 67%)。

インドネシア政府としては国内建設業界の保護のため、外資上限を上げる代わりに、種々の条件を課す政策を講じて来ることも考えられる。

これに伴って、日本を含むアセアン諸国以外の外国企業にも、影響が出て来ることも予想出来る。例えば、認可を受けながら活動をしていない外国建設企業、JO を組む際にパートナーの名義だけを借りて工事を行う例、国内建設企業と称しながら実際には裏で外資が入っている例など、今後厳しく管理される可能性がある。

###### (3) インドネシア民間企業向け建設工事市場の現状

インドネシア経済の今後の成長のカギである、国の開発計画に沿った中央・地方政府相手のインフラ整備工事が思うように進んでいない。現在の経済レベルを維持し、かつ

<sup>35</sup> 建物建設技術の条件指針に関する公共事業大臣規則第 29 号  
[http://ciptakarya.pu.go.id/dok/hukum/permen/permen\\_29\\_2006.pdf](http://ciptakarya.pu.go.id/dok/hukum/permen/permen_29_2006.pdf)

将来に続く成長を期待しての内外投資による民間企業の建設工事が今活況を呈している。その中でも、これから現地の製造工場やオフィスビル等商業施設の建設市場に進出を検討する日系中小建設企業の間から見て、いくつかの傾向が見えてくる：

ア. インドネシア国営ゼネコン

国営ゼネコンは、過去に外国ゼネコンとの共同事業として手掛けてきた仕事を通じて技術レベルが向上し、大規模な建造物の施工も可能で、既に中東やアジア諸外国での建設工事の仕事も手掛けている。建設コストも低い。

また、民間の高層建築工事には、中国や韓国企業が多数進出し、日系企業では太刀打ち出来ない低いコストで受注している。

イ. 中小のローカル建設企業

日系のゼネコンが合弁を組んで技術移転をして来た相手も含め、中小のローカル建設企業が、充分単独で対応可能なレベルに成長してきている。また、既に法規制の項で記した如く、10億ルピア以下のビル工事は現地業者がすべて受注する。

しかし一方で、現地中小建設企業の起用に低コストのメリットがある反面、多少高度、あるいは特殊な技術を必要とする工事には不安を感じさせる未熟さがあり、施主の要請で建設企業が日本人技術者のスーパーバイザーを雇用する例も多いという。

ウ. 今後の可能性

日系製造業、特に四輪・二輪車関連の周辺産業の企業進出がまだまだ続いており、現地の日系ゼネコンの現地法人はこれら工場建設の仕事で手一杯であり、この状況は少なくともいまだ数年は続くというゼネコンもいる。

かかる現状の中で、これから進出を計画している日系建設企業としては、特殊な専門技術の提供や、特殊な設備・機器の供給・設置を担うなどした、現地建設業者や日系大手ゼネコンの協力会社としての部分的な参画も、一つの狙い目かもしれない。



## V. 問い合わせ先

公共事業省 (Kementerian Pekerjaan UMUM : PU)

URL: <http://www.pu.go.id>

TEL: (021) 739-5588

インドネシア建設業者協会 (Asosiasi Kontraktor Indonesia : AKI)

URL: <http://www.aki.or.id/>

TEL: (021) 720-0794

インドネシア国内建設業者連盟 (Gabungan Pelaksana Konstruksi Nasional Indonesia : GAPENSI)

URL: <http://www.gapensi.org/>

TEL: (021) 7884-7247

建設業振興委員会 (Lembaga Pengembangan Jasa Konstruksi : LPJK)

URL: <http://www.lpjk.org/>

TEL: (021) 723-1556, (021) 723-0827

インドネシア投資調整庁 日本窓口 (Badan Koordinasi Penanaman Modal : BKPM)

URL: <http://www.pma-japan.or.id/>

TEL: (021) 5252-008

インドネシア投資調整庁 日本事務所 (Badan Koordinasi Penanaman Modal : BKPM)

URL: <http://www.bkpm-jpn.com/>

TEL: (03) 3500-3878

商業省 (Kementerian Perdagangan : KEMENDAG)

URL: <http://www.kemendag.go.id/>

TEL: (021) 384-8667

国家規格庁 (Badan Standardisasi Nasional : BSN)

URL: <http://www.bsn.go.id/>

TEL: (021) 574-7041

添付資料

(1) 2013 年 LPJK 規則第 10 号添付表（建設工事業者資格決定条件表）

(2) 2014 年公共事業大臣規則第 10 号、添付書式：

添付 I (LAMPIRAN I) : 建設業駐在員事務所許可書

添付 II (LAMPIRAN II) : 手続きフロー

添付 III (LAMPIRAN III) : BAGIAN A 駐在員事務所許可申請書書式

: BAGIAN B 外国企業一般データ書式

: BAGIAN C 提出書類が真実である事の表明書式

: BAGIAN D 他 BUJK の役員を兼任せぬ事の表明書式

添付 IV (LAMPIRAN IV) : BAGIAN A 年次報告書式

: BAGIAN B 年次報告受領書書式

添付 V (LAMPIRAN V) : BUJK の JO 参加の合意書書式

添付 VI (LAMPIRAN VI) : BAGIAN A 技術移転計画書式

BAGIAN B インドネシア労働者の技術移転結果表明書式

建設・工事に関する制度（インドネシア）

2014年12月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.